



内閣府（防災担当）

災害発生時等の帰宅困難者等対策検討委員会（第２回） 議事要旨について

１．検討会の概要

日 時：令和７年１２月３日（金） １５：００～１７：００

場 所：中央合同庁舎第８号館３階 災害対策本部会議室（オンライン併用）

出席者：廣井座長、臼田委員、大木委員、大原委員、栗原委員、後藤委員、
多鹿委員、丹羽委員、野澤委員（代理出席：鷹野統括課長代理）、福島委員、
吉川委員

２．議事要旨

事務局から、資料に基づいて説明を行うとともに、委員間で議論を行った。委員からの主な意見等は次のとおり。

- 津波警報から津波注意報への切替や、Ｌアラート入力に時間を要した理由や事情について、何件かヒアリングを行ったほうがよいのではないか。
- 官民連携を推進するためには、民間が協力した際に、施設管理者が実際に不利益を被ったことがあるのか実態を確かめることが不安の解消につながるのではないか。
- 帰宅困難者に関する用語の定義は約 20 年前から変わっていないため、どの範囲まで変更するのか議論してもよいのではないか。
- 官民連携を推進する際に、民の不安をなくすことは重要で、多種多様なものがあるため、帰宅困難者対策だけでなく防災全体の課題としても検討したほうがよいのではないか。
- Ｌアラートは、ざっくりとした避難指示の対象エリアについて第一報を早めに出して、詳細な情報を続報として出す等、入力の仕方自体を考える時期ではないか。
- 各自治体が、どのような対応を、どのタイミングで行っているかという情報を知るツールとして、Ｌアラートが有効に利用されることが望ましいのではないか。

- 遠地地震時のタイムラインは、出勤抑制が可能となるリードタイムがある場合とリードタイムがなく出勤後に事案が発生し早期帰宅が必要となる場合の2つの事例にしたほうが分かりやすいのではないかな。
- 日本で犠牲者が出た遠地地震はチリのケースのみであるが、サモアで地震が起こりその6時間後に日本で津波警報が出た事例もあった。
- 責任の問題と財源の問題の2つが一時滞在施設の開設の判断に大きな影響を与えてきていると考えている。遠地津波など地震以外で開設した場合に災害救助法の支弁の対象になるのか、事前に協定を締結していない施設が帰宅困難者を受け入れた場合に費用がどのように担保されるか、（避難所に合わせて）面積基準が変わるのかななどについて問合せが来ることが考えられる。
- 遠地津波だけでなく、近傍で発生する津波への対応についても追記する必要があるのではないかな。
- 立入制限区域を有する施設を一時滞在施設として活用する場合について、活用対象となる施設の具体例を示さないと、施設管理者の不安が発生するのではないかな。
- 自治体から提供される避難情報等の様々な情報によって次の行動が変わるので、速やかに公表・周知していただけるとありがたい。
- イベント開催時や大規模集客時における帰宅困難者対策については、イベントの規模や周辺環境など様々な状況が想定されることから、ガイドラインが対象とするケースや対応を求める趣旨を正確に理解いただくためにも、それらの要素を整理して記載する必要があるのではないかな。
- 様々な状況下における帰宅困難者対策については、酷暑や極寒の場合などを例示することで分かりやすくなるのではないかな。
- 遠地地震発生時のタイムラインは、今すぐ避難しないと命の危険があるというわけではないが、それほど時間的猶予があるわけでもないパターンを考えてみてもよいのではないかな。
- 遠地地震発生時等において、沿岸部の鉄道の運行が止まったとしても、内陸部で鉄道が運行を継続している場合、運行を継続している鉄道や道路を利用して目的地に行こうとするニーズがあるが、そうした場合に、どのような呼びかけをすべきかの議論も必要ではないかな。
- 用語集として、「遠地地震」や「大規模集客」についても具体的にイメージしやすくなるよう事例を紹介もよいのではないかな。
- 一時滞在施設を開設する際、施設側は準備に時間を要することになるので、開設までの間に一時待機場所と呼ばれる広場への誘導について、どの主体が行うべきか考えておく必要がある。
- 携帯電話が使用できなくなる状況も想定し、デジタルサイネージ等看板を活用した一時滞在施設の開設情報の提供が重要だと考える。

- 駅の構内にあるサイネージは、カムチャツカ半島東方沖地震の際、NHK の災害関連情報の番組に切り替えている。また、外国人向けの情報提供の一環として運行情報とともに、NHK WORLD JAPAN の QR コードなども掲示するなど、NHK と連携して取り組んでいる。
- 災害発生時は自分のことで精一杯になってしまうが、共助や助け合いの精神のもと、国民それぞれが声をかけ合うような機運の醸成が必要ではないか。
- 帰宅困難者が発生した際、要配慮者をどのように輸送するか、特に都道府県を跨いだ広域的な搬送については引き続き課題である。

以上